

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年 5 月25日提出
【発行者名】	フィデリティ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表執行役 ジュディー・マリンスキー
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー
【事務連絡者氏名】	照沼 加奈子
【電話番号】	03 - 4560 - 6000
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券に係 るファンドの名称】	フィデリティ・米国投資適格債・ファンド（資産成長型）
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券の金 額】	2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

フィデリティ・米国投資適格債・ファンド（資産成長型）（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

ファンドについて、ファンドの委託者であるフィデリティ投信株式会社（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

２兆円を上限とします。

「発行価額の総額」とは、受益権１口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の累計額をいいます。

上記の金額には、申込手数料ならびにこれに対する消費税相当額および地方消費税相当額（以下、「消費税等相当額」といいます。）は含まれません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額^{* 1}とします。

* 1 「基準価額」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額を計算日^{* 2}における受益権総口数で除して得た、受益権１口当たりの純資産額です。なお、基準価額は便宜上、１万口当たりをもって表示されることがあります。

* 2 「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日です。

発行価格の基準となる基準価額につきましては、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、ファンドは、「米適格債成長」として略称で掲載されています。）

（５）【申込手数料】

申込手数料率は3.24%^{*}（税抜 3.00%）を超えないものとします。なお、申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

^{*} 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること）によるファンドの取得申込みが可能です。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に税金がかかります。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

販売会社の申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

継続申込期間：2016年5月26日から2017年5月24日まで

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みを行なうものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：

<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））までお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、原則として、取得申込受付日から起算して５営業日までに申込代金をお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

ファンドの振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該取得申込みに係る追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いいただきます。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：

<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得申込みを行なういただきます。

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取消することができます。

ファンドには、税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する「累積投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者にお支払いする「一般コース」があります。また、「累積投資コース」を取扱う販売会社が自動けいぞく投資契約に基づく定時定額購入サービス（名称の如何を問わず、同種の性質をもつ契約を含みます。）を取扱う場合があります。ただし、販売会社によっては、「累積投資コース」であっても収益分配金を自動的に再投資しない旨を取得申込者が指示することが可能な場合があります。販売会社によりお取扱いが可能なコース等が異なる場合がありますので、ご注意ください。

「累積投資コース」を利用される場合、取得申込者は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約を締結する必要があります。なお、販売会社によっては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、自動けいぞく投資契約に基づく定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間でファンドの定時定額購入サービスに関する取り決めを行なっていただきます。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、
ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、フィデリティ・米国投資適格債・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米国の米ドル建て投資適格債券（国債、政府機関債、モーゲージ担保証券（以下「MBS」といいます。）、資産担保証券（以下「ABS」といいます。）、社債等のうち、いわゆる投資適格債券としての格付けを有するものをいいます。以下同じ。）に投資することにより、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。

ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。

また、委託会社は受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、当該限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託であり、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
	内外	その他資産 （ ） 資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債 券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 【投資信託証券(債券(一般))】	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

その他資産（投資信託証券（債券（一般）））...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて主として債券のうち公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

なし...目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

（参考）ファンドの仕組み



ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として米国の米ドル建て投資適格債券等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

ファンドの特色

ファンドが主として投資を行なうマザーファンドの特色は以下の通りです。

- 主として米国のさまざまな債券（国債、政府機関債、社債、MBS、ABS等）に投資を行ないます。
- 運用にあたっては、業種、満期構成等について幅広く分散投資を行ない、国際機関や米国以外の政府、企業が発行する米ドル建て債券等にも投資を行ないます。
- 主としてBaa格（ムーディーズ社）またはBBB格（スタンダード＆プアーズ社（以下「S&P社」といいます。）以上の投資適格債券に投資を行ない、投資適格債券の組入比率を原則として純資産総額の80%程度以上に維持するように努めます。
- 外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則としてヘッジを行ないません。
- マザーファンドの為替先物予約、為替先渡取引以外に関する運用にあたっては、FILインベストメンツ・インターナショナルに、運用の指図に関する権限を委託します。

米国のさまざまな債券セクターに分散投資を行ないます。

国債／政府機関債：政府や政府機関が発行する債券です。信用力、流動性ともに高い債券です。

社債：企業が発行する債券です。一般に信用リスク要因があるため、利回りは国債に比べ高くなっています。

モーゲージ担保证券（MBS）：住宅ローンを証券化した債券です。政府抵当金庫（ジニーメイ）、連邦抵当金庫（ファニーメイ）、連邦住宅金庫（フレディーマック）などの政府系機関に保証された証券は、米国国債と同等の信用力を持ち、流動性も高いものとなっています。

資産担保证券（ABS）：自動車ローンや、クレジット・カード・ローンを証券化した債券です。

上記の他、国際機関債、米国以外の政府、企業の発行する米ドル建て債券等にも投資を行ないます。

投資適格債券に投資します。

投資適格債券とは、格付機関より元利金の支払能力（信用力）に対して一定以上（Baa / BBB以上）の格付を受けている債券です。米国では、ムーディーズ社、S&P社等が代表的な格付機関です。

	ムーディーズ社	S&P社	
投資適格格付	Aaa	AAA	マザーファンドの 主要投資対象
	Aa	AA	
	A	A	
	Baa	BBB	
投機的格付	Ba	BB	
	B	B	
	Caa	CCC	
	Ca	CC	
	C	C	
		D	

資金動向、市場環境などによっては、上記のような運用ができない場合もあります。

（２）【ファンドの沿革】

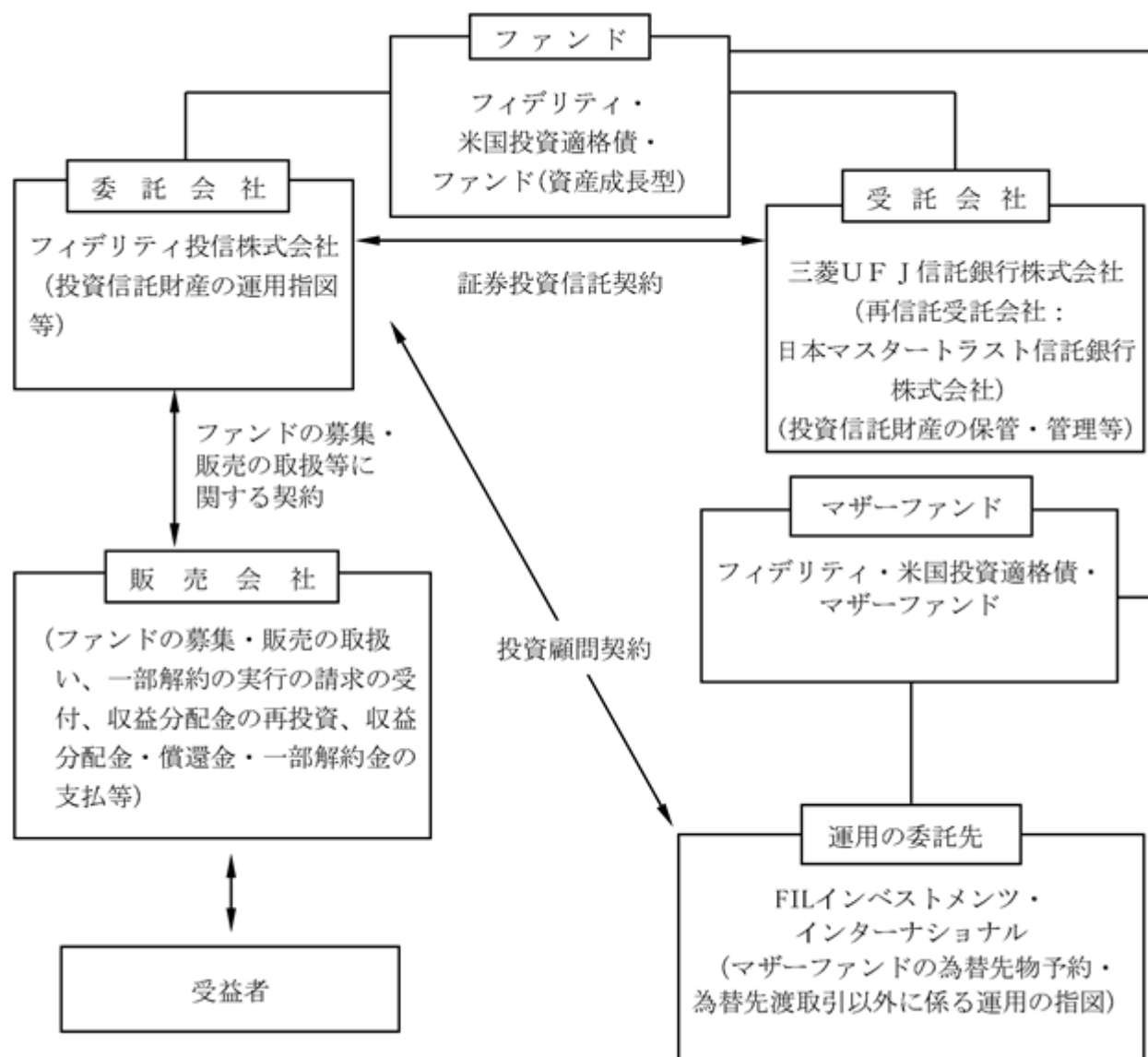
- 2003年４月14日 ファンドの受益証券の募集開始
- 2003年４月30日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始
- 2007年１月４日 投資信託振替制度へ移行
- 2015年５月30日 ファンドの名称を「フィデリティ・米国投資適格債・ファンド（１年決算型）」から「フィデリティ・米国投資適格債・ファンド（資産成長型）」に変更

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンド（「フィデリティ・米国投資適格債・ファンド（資産成長型）」）とし、その資金を主としてマザーファンド（「フィデリティ・米国投資適格債・マザーファンド」）に投資して実質的な運用を行なう仕組みです。

ファンドの仕組みは以下の図の通りです。



委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(d) 運用の委託先：

名称	業務の内容
FILインベストメンツ・インターナショナル（所在地：英国）	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの為替先物予約、為替先渡取引以外に係る運用の指図を行ないます。

なお、上記にかかわらず、委託会社も投資信託証券またはコール・ローンを含む金融商品に関する運用の指図を行なうことができます。

ただし、運用の委託先が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(参考)

FILインベストメンツ・インターナショナルおよびフィデリティ投信株式会社は、FILリミテッドの実質的な子会社です。FILリミテッドは世界有数の資産運用会社として、アジア太平洋、欧州、中近東、ラテンアメリカを含む20以上の国において、投資家向けにさまざまなアセットクラスを網羅する投資商品や、リタイアメント・ソリューションを提供しています。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

委託会社の概況（2016年3月末日現在）

(a) 資本金の額 金10億円

(b) 沿革

1986年11月17日 フィデリティ投資顧問株式会社設立
 1987年2月20日 投資顧問業の登録
 同年6月10日 投資一任業務の認可取得
 1995年9月28日 社名をフィデリティ投信株式会社に変更
 同年11月10日 投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営
 2007年9月30日 金融商品取引業の登録

(c) 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	20,000	100

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資態度

- (a) 主としてマザーファンド受益証券に投資します。
- (b) バンクオブアメリカ・メリルリンチ・USコーポレート&ガバメント・マスター・ラージ・キャピタライゼーション・インデックス(円換算)をベンチマークとします。
- (c) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- (d) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらと類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。
- (e) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。
- (f) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。
- (g) 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

ファンドのベンチマーク^{*1}

バンクオブアメリカ・メリルリンチ・USコーポレート&ガバメント・マスター・ラージ・キャピタライゼーション・インデックス^{*2}(円換算)とします。（ベンチマークとの連動を目指すものではありません。）

*1 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行なう際の基準となる指標のことです。

*2 「バンクオブアメリカ・メリルリンチ・USコーポレート&ガバメント・マスター・ラージ・キャピタライゼーション・インデックス」は、メリルリンチ社が算出・公表する債券指数で、米ドル建ての投資適格固定利付債券市場のうち、米国国債、政府機関債、国際機関債、その他政府債、投資適格社債などの市場をカバーするものです。

運用方針

- 1．主として米国の米ドル建て投資適格債券を投資対象として、債券セクター、業種、満期構成について幅広く分散投資を行ない、利息等収入の確保を図るとともに、値上がり益の追求を目指し、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
- 2．投資を行なう公社債の格付けに関しては、原則として取得時において、Baa格（ムーディーズ社）またはBBB格（S&P社）以上、または同等の信用力を有すると判断した投資適格債券を中心に投資を行ないます。

- 3．公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。
- 4．ポートフォリオのデュレーションは基本的にベンチマーク（バンクオブアメリカ・メリルリンチ・USコーポレート&ガバメント・マスター・ラージ・キャピタライゼーション・インデックス(円換算)）に対しニュートラルとします。ただし、市況動向等によっては、ベンチマークに対して乖離することがあります。
- 5．投資対象の選別にあたっては、アナリストによる、債券の構造、価格水準、トレーディング機会、発行体のクレジット等の分析を活用します。
- 6．クレジット分析、クオンツ分析チームが運用をサポートし、リスクを抑えた運用を行います。
- 7．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

運用にあたっては、上記１． - ７．の方針で臨みますが、資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

ファンドはマザーファンドを通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの運用方針です。

（２）【投資対象】

投資対象とする資産の種類

ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - １．有価証券
 - ２．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、下記「その他の投資対象」２．から６．に定めるものに限りま。
 - ３．金銭債権
 - ４．約束手形
- (b) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - １．デリバティブ取引に係る権利と類似の取引に係る権利
 - ２．為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託法施行規則第22条第１項第１号イからハまでに掲げるものに限りま。）をもってマザーファンドの受益証券に投資することを指図できます。

- １．国債証券
- ２．地方債証券
- ３．特別の法律により法人の発行する債券
- ４．社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
- ５．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ６．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

- 7．転換社債の転換または新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
- 8．コマーシャル・ペーパー
- 9．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1．から8．までの証券または証書の性質を有するもの
- 10．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。なお、公社債投資信託または公社債を主たる投資対象とする株式投資信託の受益証券に限るものとし、外国の者が発行する証券でこれらの受益証券の性質を有するものと含みます。以下同じ。）
- 11．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。なお、公社債を主たる投資対象とする投資証券または外国投資証券に限るものとし、以下同じ。）
- 12．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 13．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 14．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 15．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 16．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 17．外国の者に対する権利で16．の有価証券の性質を有するもの
- なお、7．および9．の証券または証書のうち7．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、1．から6．までの証券および9．の証券または証書のうち1．から6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、10．の証券および11．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

前記にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で5．の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

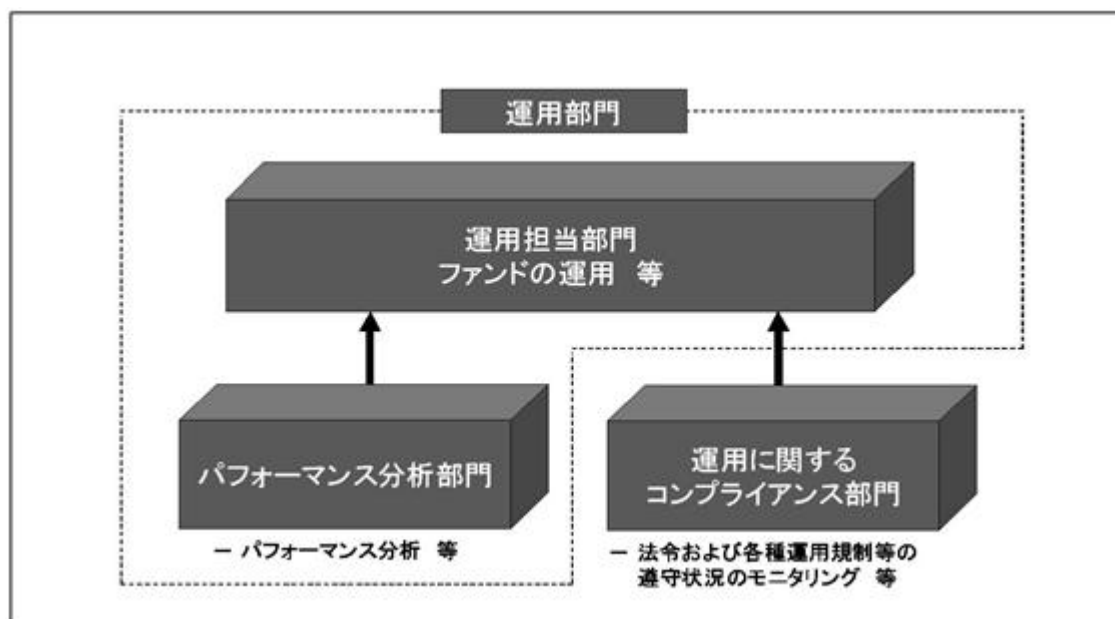
- 1．投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。

- 2．投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- 3．投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 4．投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 5．投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- 6．投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- 7．投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- 8．投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または後記9．により借入れた有価証券を売付けること（以下「有価証券の空売り」といいます。）の指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- 9．投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図を行なうことができます。なお、有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- 10．実質外貨建資産^{*}の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を行なうことを指図することができます。
- 11．投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をことができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。

^{*}「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

（３）【運用体制】

ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用にあたっては、FILインベストメンツ・インターナショナルに運用の指図に関する権限を委託します。



- 運用の委託先は、運用の指図に関する権限の範囲内において、ポートフォリオの構築を行ないます。
- 運用担当部門では、ファンドの運用等を行ないます。
- パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行ないます。
- 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況のモニタリング等を行ないます。

< ファンドの運用体制に対する管理等 >

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバックしています。

なお、委託会社では、インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティを設置しています。

インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティは、商品開発部門、パフォーマンス分析部門、運用に関するコンプライアンス部門のメンバー等から構成（８名程度）されており、日本株式以外を主たる投資対象とするファンドや外部運用委託を行なっているファンド等の運用が、その投資目的や運用方針に準拠しているかを検証しています。同コミッティは、原則として月次で開催され、必要に応じて適宜開催されます。

ファンドの関係法人である受託会社の管理として、受託会社より原則として年１回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

上記「（３）運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則２月末日。同日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- (a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - (b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
 - (c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、借入有価証券に係る品借料、投資信託財産保管費用、借入金の利息および融資枠の設定に要する費用、信託事務の諸費用等（投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。）、信託報酬（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - (c) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- （注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して５営業日までにお支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

ファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- (a) 公社債への実質投資割合^{*}には制限を設けません。
- (b) 株式への実質的な直接投資は行ないません。株式への実質的な投資は、転換社債を転換ならびに新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は投資信託財産の純資産総額の５％以内とします。
- (c) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以内とします。
- (d) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の１０％以内とします。

- (e) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (f) マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (g) 信用取引の指図は、次の1.から6.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- (h) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (i) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (j) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (k) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (l) 有価証券の空売りの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。投資信託財産の一部解約等の事由により、前文の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- (m) 有価証券の借入れの指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。投資信託財産の一部解約等の事由により、前文の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (n) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(o) 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(p) デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

* 上記（a）から（f）における「実質投資割合」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、ファンドの投資信託財産に属する（a）から（f）に掲げる各種の資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資信託法および関係法令に基づく投資制限

- (a) 委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。
- (b) 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

（参考情報）

フィデリティ・米国投資適格債・マザーファンドの概要

1. 基本方針

この投資信託は、主として米国の米ドル建て投資適格債券に投資することにより、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国の米ドル建て投資適格債券を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

主として米国の米ドル建て投資適格債券を投資対象として、債券セクター、業種、満期構成について幅広く分散投資を行ない、利息等収入の確保を図るとともに、値上がり益の追求を目指し、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

投資を行なう公社債の格付けに関しては、原則として取得時においてBaa格（ムーディーズ社）またはBBB格（スタンダード＆プアーズ社）以上、または同等の信用力を有すると判断した投資適格債券を中心に投資を行ないます。

公社債の組入れ比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

ポートフォリオのデュレーションは基本的にベンチマーク（バンクオブアメリカ・メリルリンチ・USコーポレート&ガバメント・マスター・ラージ・キャピタライゼーション・インデックス(円換算)）に対しニュートラルとします。ただし、市況動向等によっては、ベンチマークに対して乖離することがあります。

投資対象の選別にあたっては、アナリストによる、債券の構造、価格水準、トレーディング機会、発行体のクレジット等の分析を活用します。

クレジット分析、クオンツ分析チームが運用をサポートし、リスクを抑えた運用を行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行なうことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。

資金動向、市況動向等、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

公社債への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換、ならびに新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

■ 主な変動要因

< 価格変動リスク >

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

< 信用リスク >

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。

< 金利変動リスク >

公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。

< 為替変動リスク >

外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

< デリバティブ（派生商品）に関するリスク >

ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。デリバティブの利用はヘッジ目的に限定されず、運用の効率を高めたり、超過収益を得るための手段として用いられる場合もあります。デリバティブは基礎となる資産、利率、指数等の変動以上に値動きする場合があります。また、デリバティブ以外の資産の価格の動きに加えて、デリバティブの価格の動きがファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

< クーリング・オフ >

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

< エマージング市場に関わる留意点 >

エマージング市場（新興諸国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

<ベンチマークに関する留意点>

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

<解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動の可能性>

解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が大きく変動する可能性があります。

<ファミリーファンド方式にかかる留意点>

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて売買が生じ、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

<分配金に関する留意点>

分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(2) 投資リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバックしています。

なお、委託会社では、インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティを設置しています。

インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティは、商品開発部門、パフォーマンス分析部門、運用に関するコンプライアンス部門のメンバー等から構成されており、日本株式以外を主たる投資対象とするファンドや外部運用委託を行なっているファンド等の運用が、その投資目的や運用方針に準拠しているかを検証しています。同コミッティは、原則として月次で開催され、必要に応じて適宜開催されます。

(3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドの2011年4月～2016年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※2011年4月～2016年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

〔代表的な資産クラスの指数〕

日本株	TOPIX(配当金込)	TOPIX(配当金込)とは株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)が算出・公表する株価指数です。東証の知的財産であり、TOPIX等の算出、数値の公表、利用などTOPIX等に関する権利は東証が所有しています。
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス(税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公算利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本/円ベース)	シティ世界国債インデックス(除く日本/円ベース)とは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。当指数の著作権はジェービー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属しております。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料率は3.24%^{*}（税抜3.00%）を超えないものとします。

なお、申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

申込手数料は、商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、申込時に販売会社にお支払いいただきます。

^{*} 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みが可能です。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に税金がかかります。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

一部解約にあたっては手数料はかかりません。従って、一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

（３）【信託報酬等】

信託報酬（消費税等相当額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.2312%（税抜1.14%）以内の率を乗じて得た額とします。

上記の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了日に投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

（年率/税抜）

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	合計
500億円以下の部分	0.55%	0.55%	0.04%	1.14%
500億円超 1,000億円以下の部分	0.55%	0.55%	0.03%	1.13%
1,000億円超の部分	0.55%	0.55%	0.025%	1.125%

< 信託報酬等を対価とする役務の内容 >

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

マザーファンドの運用の指図の権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁するものとします。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用

先物取引やオプション取引等に要する費用

借入有価証券に係る品借料

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

投資信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他、以下の諸費用

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用

５．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）

６．ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

７．ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の６ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記の費用については、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記（１）～（４）に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

１．個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記「３．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

２．一部解約時および償還時の課税について

<個人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

<法人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

3．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

課税上は株式投資信託として取扱われます。

1．個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

確定申告等により、一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニアNISA」の適用対象です。これらの制度をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記「（５）課税上の取扱い」の記載は、2016年４月１日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

上記「（５）課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき、専門家と相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2016年 3 月31日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	565,696,180	100.11
預金・その他の資産（負債控除後）	-	605,902	0.11
合計（純資産総額）		565,090,278	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) マザーファンドの投資状況

フィデリティ・米国投資適格債・マザーファンド

(2016年 3 月31日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	7,846,482,307	59.84
	ドイツ	481,775,897	3.67
	オーストラリア	254,877,806	1.94
	スペイン	154,104,018	1.18
	小計	8,737,240,028	66.63
特殊債券	国際機関	169,882,002	1.30
	メキシコ	31,758,520	0.24
	フランス	11,530,319	0.09
	小計	213,170,841	1.63
社債券	アメリカ	1,980,139,956	15.10
	日本	251,628,018	1.92
	オランダ	237,711,192	1.81
	イギリス	227,244,715	1.73
	フランス	84,994,242	0.65
	ジャージー	65,201,946	0.50
	カナダ	62,732,562	0.48
	アイルランド	57,883,153	0.44
	ドイツ	50,931,360	0.39
	オーストラリア	39,475,860	0.30
	ルクセンブルグ	35,269,291	0.27
	韓国	34,070,714	0.26
	小計	3,127,283,009	23.85

預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,035,289,633	7.90
合計（純資産総額）		13,112,983,511	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

（2016年3月31日現在）

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引（買建）	日本	1,245,219,433	9.50
為替予約取引（売建）	日本	1,293,763,457	9.87
債券先物取引（買建）	アメリカ	1,957,168,845	14.93
債券先物取引（売建）	ドイツ	437,814,342	3.34
	イギリス	332,684,070	2.54
	アメリカ	54,512,470	0.42

（注1）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（注2）先物取引の時価については、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2016年３月31日現在）

順位	種 類	銘柄名	国 名	数量 (口数)	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・米国 投資適格債・マザー ファンド	日本	307,744,631	1.8295	563,041,516	1.8382	565,696,180	100.11

種類別投資比率

（2016年３月31日現在）

種 類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.11

（参考）マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

フィデリティ・米国投資適格債・マザーファンド

（2016年３月31日現在）

順位	銘柄名	通 貨 地 域	種 類	数 量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率 (%)
1	USTN 1.625% 2/15/26	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	10,350,000	10,932.33 1,131,496,631	11,065.06 1,145,234,053	1.625 2026/02/15	8.73
2	USTN 1.125% 02/28/21	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	10,100,000	11,109.61 1,122,070,897	11,202.42 1,131,444,444	1.125 2021/02/28	8.63
3	USTN 0.75% 01/31/18	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	8,600,000	11,259.09 968,282,452	11,267.10 968,970,476	0.750 2018/01/31	7.39
4	USTN 1.625% 07/31/19	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	6,900,000	11,494.14 793,096,264	11,501.25 793,586,084	1.625 2019/07/31	6.05
5	USTN 1% 12/31/17	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	5,500,000	11,309.80 622,039,235	11,317.69 622,473,053	1.000 2017/12/31	4.75
6	USTB 3% 11/15/45	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	4,800,000	11,959.23 574,043,305	12,090.56 580,347,072	3.000 2045/11/15	4.43
7	USTN .75% 10/31/17	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	3,950,000	11,260.45 444,787,792	11,270.14 445,170,566	0.750 2017/10/31	3.39
8	US T-NOTE 0.75% 2/28/2018	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	3,350,000	11,241.14 376,578,321	11,266.20 377,417,603	0.750 2018/02/28	2.88
9	USTB 2.50% 02/15/45	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	3,250,000	10,941.79 355,608,220	10,917.11 354,806,220	2.500 2045/02/15	2.71
10	GERMANY GOVT 1.75% 4/15/20	ユーロ ドイツ	国債証券	2,300,000	15,364.73 353,388,934	15,331.15 352,616,477	1.750 2020/04/15	2.69
11	USTB 3% 05/15/45	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	2,050,000	12,118.28 248,424,807	12,078.28 247,604,778	3.000 2045/05/15	1.89
12	USTN 2% 10/31/21	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	2,000,000	11,641.19 232,823,923	11,620.12 232,402,500	2.000 2021/10/31	1.77

13	USTN 0.375% 10/31/16	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	2,000,000	11,263.15 225,263,166	11,261.35 225,227,037	0.375 2016/10/31	1.72
14	AUSTRALIA GOVT 1.75% 11/20	オーストラリ ア・ドル オーストラリア	国債証券	2,000,000	8,557.12 171,142,425	8,496.83 169,936,650	1.750 2020/11/21	1.30
15	INT BK RECON & DEV 1.625% 3/21	アメリカ・ドル 国際機関	特殊債券	1,500,000	11,250.75 168,761,399	11,325.47 169,882,002	1.625 2021/03/09	1.30
16	USTN 2.125% 12/31/22	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	1,400,000	11,714.66 164,005,289	11,673.31 163,426,339	2.125 2022/12/31	1.25
17	ILFC MTN 7.125% 9/1/18 REGS	アメリカ・ドル アメリカ	社債券	1,300,000	12,225.78 158,935,140	12,282.12 159,667,560	7.125 2018/09/01	1.22
18	SPAIN GOVERNMEN I/L 1.8% 11/24	ユーロ スペイン	国債証券	1,100,000	13,908.99 152,998,999	14,009.46 154,104,018	1.800 2024/11/30	1.18
19	USTN 1.625% 08/31/19	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	1,300,000	11,494.14 149,423,933	11,499.90 149,498,640	1.625 2019/08/31	1.14
20	USTB 3% 11/15/44	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	1,225,000	12,131.57 148,611,849	12,085.72 148,050,054	3.000 2044/11/15	1.13
21	UST NOTE 1.25% 03/31/21	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	1,000,000	11,242.47 112,424,709	11,261.35 112,613,518	1.250 2021/03/31	0.86
22	ALTRIA GROUP INC 10.2% 2/6/39	アメリカ・ドル アメリカ	社債券	554,000	18,702.06 103,609,429	20,292.77 112,421,926	10.200 2039/02/06	0.86
23	SUMITOMO MIT FIN FRN 3/2/21	アメリカ・ドル 日本	社債券	850,000	11,293.45 95,994,345	11,338.09 96,373,739	2.3161 2021/03/09	0.73
24	ABN AMRO BK 2.45% 6/4/20 144A	アメリカ・ドル オランダ	社債券	800,000	11,229.87 89,838,975	11,314.87 90,518,999	2.450 2020/06/04	0.69
25	GERMANY GOVT 0.5% 02/15/26 RGS	ユーロ ドイツ	国債証券	650,000	13,215.18 85,898,682	13,190.77 85,740,014	0.500 2026/02/15	0.65
26	BNP PARIBAS 2.375% 05/21/20	アメリカ・ドル フランス	社債券	750,000	11,166.34 83,747,550	11,332.57 84,994,242	2.375 2020/05/21	0.65
27	AUSTRALIA GOVT 3.75% 4/37 RGS	オーストラリ ア・ドル オーストラリア	国債証券	900,000	9,581.68 86,235,165	9,437.91 84,941,156	3.750 2037/04/21	0.65
28	USTN 2% 02/15/25	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券	700,000	11,513.98 80,597,863	11,469.58 80,287,091	2.000 2025/02/15	0.61
29	MET LIFE GLBL 3% 1/10/23 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券	650,000	11,173.57 72,628,232	11,373.13 73,925,347	3.000 2023/01/10	0.56
30	HSBC BANK FND 5.862%/VRN PERP	イギリス・ボン ド ジャージー	社債券	400,000	16,098.08 64,392,345	16,300.49 65,201,945	5.862 2049/12/31	0.50

（参考）マザーファンドの種類別投資比率
フィデリティ・米国投資適格債・マザーファンド

（2016年3月31日現在）

種 類	国内 / 外国	投資比率 (%)
国債証券	外国	66.63
	小計	66.63
特殊債券	外国	1.63
	小計	1.63
社債券	国内	1.92
	外国	21.93
	小計	23.85
合計（対純資産総額比）		92.10

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）マザーファンドのその他投資資産の主要なもの
 フィデリティ・米国投資適格債・マザーファンド

（2016年3月31日現在）

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	10,390,810	1,167,734,610	1,170,010,023	8.92
	ユーロ	買建	589,000	75,058,267	75,209,410	0.57
	アメリカ・ドル	売建	880,038	99,269,267	99,107,507	0.76
	イギリス・ポンド	売建	805,000	128,614,850	130,273,150	0.99
	オーストラリア・ドル	売建	3,558,000	297,377,640	306,414,960	2.34
	ユーロ	売建	5,936,000	734,105,120	757,967,840	5.78
債券先物取引	US 10YR NOTE (CBT) JUN16 TYM6	買建	68	998,964,540	996,210,922	7.60
	US 2YR NOTE(CBT) FUT JUN16 TUM6	買建	39	960,271,279	960,957,923	7.33
	US 5YR NT (CBT) FUT JUN16 FVM6	売建	4	54,050,153	54,512,470	0.42
	LONG GILT FUTURE JUN16 G M6	売建	17	333,942,124	332,684,070	2.54
	EURO-BUND FUTURE JUN16 RXM6	売建	21	436,062,444	437,814,342	3.34

（注1）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

（注3）先物取引の時価については、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2016年３月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	１口当たり純資産額 (円) (分配落)	１口当たり純資産額 (円) (分配付)
４期	(2007年２月28日)	40	42	0.9886	1.0266
５期	(2008年２月29日)	522	540	0.9022	0.9327
６期	(2009年３月２日)	391	402	0.7745	0.7965
７期	(2010年３月１日)	229	235	0.7958	0.8178
８期	(2011年２月28日)	167	175	0.7404	0.7719
９期	(2012年２月29日)	120	125	0.7719	0.8034
10期	(2013年２月28日)	208	215	0.8877	0.9192
11期	(2014年２月28日)	173	179	0.9457	0.9772
12期	(2015年３月２日)	478	478	1.1748	1.1748
13期	(2016年２月29日)	522	522	1.1162	1.1162
	2015年３月末日	526	-	1.1832	-
	2015年４月末日	501	-	1.1681	-
	2015年５月末日	498	-	1.2045	-
	2015年６月末日	512	-	1.1791	-
	2015年７月末日	542	-	1.1995	-
	2015年８月末日	514	-	1.1710	-
	2015年９月末日	509	-	1.1655	-
	2015年10月末日	513	-	1.1719	-
	2015年11月末日	566	-	1.1859	-
	2015年12月末日	608	-	1.1563	-
	2016年１月末日	614	-	1.1759	-
	2016年２月末日	522	-	1.1162	-
	2016年３月末日	565	-	1.1193	-

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
第4期	0.0380
第5期	0.0305
第6期	0.0220
第7期	0.0220
第8期	0.0315
第9期	0.0315
第10期	0.0315
第11期	0.0315
第12期	0.0000
第13期	0.0000

【収益率の推移】

期	収益率(%)
第4期	6.0
第5期	5.7
第6期	11.7
第7期	5.6
第8期	3.0
第9期	8.5
第10期	19.1
第11期	10.1
第12期	24.2
第13期	5.0

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（分配落）を控除した額を直前の計算期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第4期	43,491,596	92,963,002	41,202,874
第5期	953,686,476	415,256,769	579,632,581
第6期	342,169,346	416,793,077	505,008,850
第7期	67,683,331	284,622,693	288,069,488
第8期	85,085,223	146,257,266	226,897,445
第9期	102,512,964	173,339,023	156,071,386
第10期	156,183,680	77,805,242	234,449,824
第11期	233,805,533	284,943,424	183,311,933
第12期	610,291,609	386,302,592	407,300,950
第13期	658,631,576	597,685,059	468,247,467

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

< 参考情報 >

(2016年3月31日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。

※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

基準価額	11,193円
純資産総額	5.7億円

分配の推移

決算期	分配金(1万口当たり/税引前)
2012年2月	315円
2013年2月	315円
2014年2月	315円
2015年3月	0円
2016年2月	0円
設定来累計	2,975円

主要な資産の状況(マザーファンド)

資産別組入状況

債券	92.1%
先物	8.6%
現金・その他	-0.7%

組入上位10銘柄

	銘柄	種別	格付	比率
1	米国国債 1.625% 2026/2/15	国債	AA/Aa	8.7%
2	米国国債 1.125% 2021/2/28	国債	AA/Aa	8.6%
3	米国国債 0.75% 2018/1/31	国債	AA/Aa	7.4%
4	米国国債 1.625% 2019/7/31	国債	AA/Aa	6.1%
5	米国国債 1% 2017/12/31	国債	AA/Aa	4.7%
6	米国国債 3% 2045/11/15	国債	AA/Aa	4.4%
7	米国国債 0.75% 2017/10/31	国債	AA/Aa	3.4%
8	米国国債 0.75% 2018/2/28	国債	AA/Aa	2.9%
9	米国国債 2.5% 2045/2/15	国債	AA/Aa	2.7%
10	ドイツ国債 1.75% 2020/4/15	国債	AAA/Aaa	2.7%

組入債券種別

国債	66.6%
政府機関債	1.6%
社債	23.8%

組入債券格付別(対投資債券比率)

AAA/Aaa	8.7%
AA/Aa	66.8%
A	10.8%
BBB/Baa	13.4%
BB/Ba以下	0.2%

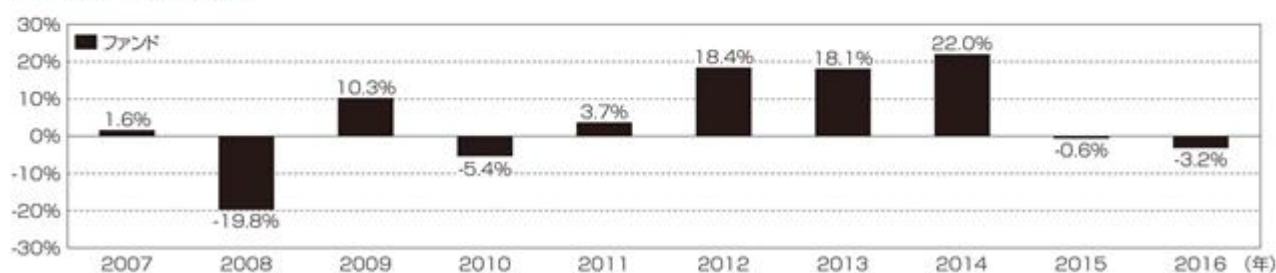
※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。

※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。

※銘柄はご参考のため、英文表記の一部をカタカナで表記しております。実際の発行体名と異なる場合があります。

※格付は、S&P社もしくはムーディーズ社による格付を採用し、S&P社の格付を優先して採用しています。〔「プラス/マイナス」の符号は省略しています。〕なお、両社による格付のない場合は、「格付なし」に分類しています。

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。

※2016年は年初以降3月末までの実績となります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行休業日と同日にはお申込みの受付は行ないません。取得申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱いします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額となります。申込手数料率は3.24%（税抜 3.00%）を超えないものとします。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、原則として、取得申込受付日から起算して5営業日までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取消すことができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、解約請求による換金を行なうことが可能です。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行休業日と同日を除きます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時まで一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額（以下「解約価額」といいます。）とします。なお、一部解約にあたっては、手数料はかかりません。

解約単位は、販売会社が別途定める単位とします。

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

個人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

法人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

上記の記載は、税法が改正された場合等には内容が変更となる場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払われます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の受付を取消することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

公社債等：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

基準価額は毎営業日計算され、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、ファンドは、「米適格債成長」として略称で掲載されています。）

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「（５）その他（a）信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（４）【計算期間】

計算期間は原則として毎年3月1日から翌年2月末日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（a）信託の終了

1. 委託会社は、信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が30億口を下回った場合またはファンドの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（１ヵ月を下らないものとし、）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとし、当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなる場合は、信託契約を解約しないこととし、信託契約を解約しないこととなった場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

なお、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定期間が１ヵ月を下らないこととすることが困難な場合には、前段は適用されません。

- ２．委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときはその命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ３．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- ４．受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただしファンドに関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。）、受託会社の辞任および解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(b) 投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、投資信託約款を変更することができます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（１ヵ月を下らないものとし、）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとし、当該一定期間内に投資信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなる場合は、投資信託約款の変更は行なわないこととし、投資信託約款の変更を行なわないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

委託会社は監督官庁より投資信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託約款を変更します。その変更内容が重大なものとなる場合には前２段の手法に従います。

(c) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の３ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(d) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ（<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）に掲載します。

(e) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等のうち、重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を作成し、これを販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

また、委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書（全体版）を交付したものとみなします。

上記の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(f) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(g) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記「（b）投資信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社は、受託会社につき以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託会社を解任することができます。受託会社の解任に伴う取扱いについては、前2段に定める受託会社の辞任に伴う取扱いに準じます。

- 1．支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- 2．手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- 3．投資信託財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
- 4．受託会社が投資信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
- 5．その他委託会社の合理的な判断において、受託会社の信用力が著しく低下し、委託会社による投資信託財産の運用の指図または受託会社による投資信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。

上記に基づき受託会社が辞任しまたは解任されたまたは解任されうる場合において、委託会社が投資信託約款に定める受託会社の義務を適切に履行する能力ある新受託会社を選任することが不可能または困難であるときには、委託会社は解任権を行使する義務も新受託会社を選任する義務も負いません。委託会社は、本項に基づく受託会社の解任または新受託会社の選任についての判断を誠実に行なうよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかった受託会社または選任された新受託会社が倒産等により投資信託約款に定める受託会社の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

(h) 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売却を行ないます。当該売却により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が定める解約単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後当該販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(6) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または投資信託約款の重大な内容の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

上記の買取請求の内容および手続に関する事項は、前記「3 資産管理等の概要（5）その他（a）信託の終了」または「同（b）投資信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間（平成27年3月3日から平成28年2月29日まで）の財務諸表について、PwCあらた監査法人により監査を受けております。

平成27年5月30日をもって、ファンドの名称を「フィデリティ・米国投資適格債・ファンド（1年決算型）」から「フィデリティ・米国投資適格債・ファンド（資産成長型）」に変更いたしました。

1【財務諸表】

【フィデリティ・米国投資適格債・ファンド（資産成長型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第12期計算期間 平成27年3月2日現在	第13期計算期間 平成28年2月29日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,844,116	195,266
親投資信託受益証券	478,475,275	522,623,260
未収入金	2,903,277	12,766,873
流動資産合計	483,222,668	535,585,399
資産合計	483,222,668	535,585,399
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,320,471	9,240,607
未払受託者報酬	77,619	119,307
未払委託者報酬	2,136,011	3,282,300
その他未払費用	179,739	276,231
流動負債合計	4,713,840	12,918,445
負債合計	4,713,840	12,918,445
純資産の部		
元本等		
元本	407,300,950	468,247,467
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	71,207,878	54,419,487
（分配準備積立金）	36,743,887	14,308,184
元本等合計	478,508,828	522,666,954
純資産合計	478,508,828	522,666,954
負債純資産合計	483,222,668	535,585,399

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期計算期間 自 平成26年3月1日 至 平成27年3月2日	第13期計算期間 自 平成27年3月3日 至 平成28年2月29日
営業収益		
有価証券売買等損益	63,572,945	25,299,151
営業収益合計	63,572,945	25,299,151
営業費用		
受託者報酬	117,508	231,577
委託者報酬	3,233,933	6,371,175
その他費用	272,510	536,180
営業費用合計	3,623,951	7,138,932
営業利益又は営業損失（ ）	59,948,994	32,438,083
経常利益又は経常損失（ ）	59,948,994	32,438,083
当期純利益又は当期純損失（ ）	59,948,994	32,438,083
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	24,099,323	4,204,285
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	9,961,528	71,207,878
剰余金増加額又は欠損金減少額	48,126,616	117,850,096
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	48,126,616	117,850,096
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,806,881	106,404,689
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,806,881	106,404,689
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	71,207,878	54,419,487

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末日および翌日が休日のため、平成27年３月３日から平成28年２月29日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第12期計算期間 平成27年３月２日現在	第13期計算期間 平成28年２月29日現在
１．元本の推移		
期首元本額	183,311,933 円	407,300,950 円
期中追加設定元本額	610,291,609 円	658,631,576 円
期中一部解約元本額	386,302,592 円	597,685,059 円
２．受益権の総数	407,300,950 口	468,247,467 口
３．１口当たり純資産額	1.1748 円	1.1162 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第12期計算期間 自 平成26年３月１日 至 平成27年３月２日	第13期計算期間 自 平成27年３月３日 至 平成28年２月29日
１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.23%以内の額	１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左
２．分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（6,565,103円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（29,284,568円）、信託約款に規定される収益調整金（40,734,289円）及び分配準備積立金（894,216円）より分配対象収益は77,478,176円（１口当たり0.190223円）ですが、分配は行っておりません。	２．分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（4,345,256円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（80,439,809円）及び分配準備積立金（9,962,928円）より分配対象収益は94,747,993円（１口当たり0.202346円）ですが、分配は行っておりません。

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

．金融商品の時価等に関する事項

1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第12期計算期間 平成27年 3 月 2 日現在	第13期計算期間 平成28年 2 月29日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	48,779,949	23,496,920
合 計	48,779,949	23,496,920

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	フィデリティ・米国投資適格債・マザーファンド	285,414,920	522,623,260	
親投資信託受益証券 合計		285,414,920	522,623,260	
合計		285,414,920	522,623,260	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

ファンドは、「フィデリティ・米国投資適格債・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・米国投資適格債・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区 分	平成27年 3 月 2 日現在	平成28年 2 月29日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	868,287,175	1,121,966,022
金銭信託	37,423,470	2,606,153
国債証券	10,658,711,046	9,585,492,078
特殊債券	139,593,290	40,817,985
社債券	5,431,027,314	2,665,419,107
派生商品評価勘定	19,497,269	37,039,853
未収入金	1,062,335,697	261,054,854
未収利息	72,666,310	49,837,941
前払費用	25,824,367	12,182,339
差入委託証拠金	169,189,245	84,482,193
流動資産合計	18,484,555,183	13,860,898,525
資産合計	18,484,555,183	13,860,898,525
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	11,293,042	33,970,665
未払金	689,001,996	552,552,947
未払解約金	58,195,826	53,273,320
流動負債合計	758,490,864	639,796,932
負債合計	758,490,864	639,796,932
純資産の部		
元本等		
元本	9,320,901,230	7,220,141,764
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	8,405,163,089	6,000,959,829
元本等合計	17,726,064,319	13,221,101,593
純資産合計	17,726,064,319	13,221,101,593
負債純資産合計	18,484,555,183	13,860,898,525

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準 及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2 . デリバティブの評価 基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3 . その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	平成27年 3 月 2 日現在	平成28年 2 月29日現在
1．元本の推移		
期首元本額	12,173,355,947 円	9,320,901,230 円
期中追加設定元本額	1,134,464,896 円	804,952,871 円
期中一部解約元本額	3,986,919,613 円	2,905,712,337 円
2．期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・米国投資適格債・ファンド（毎月決算型）	247,388,582 円	215,390,883 円
フィデリティ・米国投資適格債・ファンド（資産成長型）	251,590,743 円	285,414,920 円
フィデリティ・米国投資適格債・ファンド（適格機関投資家専用）	8,611,049,190 円	6,591,633,982 円
フィデリティ・米国投資適格債・ファンドV A（適格機関投資家専用）	210,872,715 円	127,701,979 円
計	9,320,901,230 円	7,220,141,764 円
3．受益権の総数	9,320,901,230 口	7,220,141,764 口
4．1口当たり純資産額	1.9018 円	1.8311 円

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

・金融商品の時価等に関する事項

1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成27年 3 月 2 日現在	平成28年 2 月29日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	32,662,781	157,986,325
特殊債券	1,919,358	4,949,742
社債券	43,637,448	49,251,692
合 計	78,219,587	103,784,891

(注1) 平成27年 3 月 2 日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成26年 9 月 2 日から平成27年 3 月 2 日まで）に対応するものとなっております。

(注2) 平成28年 2 月29日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成27年 9 月 1 日から平成28年 2 月29日まで）に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	平成27年 3 月 2 日 現在				平成28年 2 月 29 日 現在			
	契約額等 （円）	うち 1 年 超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1 年 超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	518,824,246	-	514,526,190	4,298,056	1,907,903,844	-	1,879,739,499	28,164,345
アメリカ・ドル	20,772,356	-	20,864,210	91,854	401,098,314	-	406,257,469	5,159,155
イギリス・ポンド	-	-	-	-	187,577,880	-	177,434,880	10,143,000
オーストラリア・ドル	-	-	-	-	579,585,920	-	576,945,600	2,640,320
ユーロ	498,051,890	-	493,661,980	4,389,910	739,641,730	-	719,101,550	20,540,180
買建	498,051,890	-	506,380,916	8,329,026	1,862,186,844	-	1,844,961,551	17,225,293
アメリカ・ドル	498,051,890	-	506,380,916	8,329,026	1,506,805,530	-	1,486,631,931	20,173,599
イギリス・ポンド	-	-	-	-	50,072,230	-	50,695,680	623,450
オーストラリア・ドル	-	-	-	-	211,068,084	-	213,201,450	2,133,366
ユーロ	-	-	-	-	94,241,000	-	94,432,490	191,490
合計	1,016,876,136	-	1,020,907,106	12,627,082	3,770,090,688	-	3,724,701,050	10,939,052

（注 1）時価の算定方法

1．対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

（1）予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

（2）当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2．対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

（注 2）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

債券関連

種類	平成27年3月2日 現在				平成28年2月29日 現在			
	契約額等 （円）	うち 1 年 超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1 年 超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引								
先物取引								
売建	1,117,423,290	-	1,128,025,029	10,601,739	355,364,140	-	357,201,482	1,837,342
買建	2,077,161,716	-	2,083,340,600	6,178,884	1,981,612,691	-	1,975,580,172	6,032,519
合計	3,194,585,006	-	3,211,365,629	4,422,855	2,336,976,831	-	2,332,781,654	7,869,861

（注1）時価の算定方法

- 1．先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 2．主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

（注2）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考	
国債証券	アメリカ・ドル	UST NOTE 1.375% 08/31/20	650,000.00	654,849.00		
		USTB 2.50% 02/15/45	3,250,000.00	3,155,912.50		
		USTB 2.875% 8/15/45	4,550,000.00	4,772,313.00		
		USTB 3% 05/15/45	2,050,000.00	2,204,693.00		
		USTB 3% 11/15/44	1,525,000.00	1,641,876.00		
		USTB 3% 11/15/45	550,000.00	592,174.00		
		USTB 4.375% 2/15/38	300,000.00	406,182.00		
		USTN .75% 10/31/17	4,800,000.00	4,796,784.00		
		USTN 0.375% 10/31/16	4,500,000.00	4,493,655.00		
		USTN 0.75% 01/31/18	8,950,000.00	8,942,929.50		
		USTN 1% 05/15/18	950,000.00	953,334.50		
		USTN 1% 12/31/17	5,500,000.00	5,520,405.00		
		USTN 1.25% 12/15/18	800,000.00	807,656.00		
		USTN 1.375% 01/31/21	700,000.00	704,095.00		
		USTN 1.625% 07/31/19	11,200,000.00	11,424,784.00		
		USTN 1.625% 08/31/19	1,500,000.00	1,530,105.00		
		USTN 1.625% 2/15/26	250,000.00	246,912.50		
		USTN 1.75% 01/31/23	500,000.00	507,125.00		
		USTN 2% 02/15/25	700,000.00	715,281.00		
		USTN 2% 10/31/21	2,800,000.00	2,892,736.00		
		USTN 2.125% 01/31/21	7,550,000.00	7,852,226.50		
		USTN 2.125% 05/15/25	3,190,000.00	3,290,676.40		
		USTN 2.125% 12/31/22	1,400,000.00	1,455,496.00		
		USTN 2.25% 11/15/25	6,200,000.00	6,464,678.00		
		アメリカ・ドル 小計		74,365,000.00 (8,449,351,300)	76,026,878.90 (8,638,173,981)	
		オーストラリア・ドル	AUSTRALIA GOVT 1.75% 11/20	2,700,000.00	2,678,751.00	
	AUSTRALIA GOVT 3.75% 4/37 RGS		900,000.00	999,828.00		
	AUSTRALIA GOVT 5.75% 7/15/22		800,000.00	971,920.00		
		オーストラリア・ドル 小計		4,400,000.00 (356,180,000)	4,650,499.00 (376,457,894)	
		ユーロ	GERMANY GOVT 0.5% 02/15/26 RGS	850,000.00	879,384.50	
	GERMANY GOVT 1.5% 2/23		850,000.00	952,909.50		
	GERMANY GOVT 1.75% 4/15/20		2,300,000.00	2,767,337.00		
		ユーロ 小計		4,000,000.00 (496,440,000)	4,599,631.00 (570,860,203)	
国債証券 合計				9,585,492,078 (9,585,492,078)		
特殊債券	アメリカ・ドル	ELEC DE FRAN 6% 1/22/2114 144A	100,000.00	99,000.00		
		PETROLEOS MEX 6.5% 6/02/41	300,000.00	260,250.00		
	アメリカ・ドル 小計		400,000.00	359,250.00		

			(45,448,000)	(40,817,985)	
特殊債券 合計				40,817,985 (40,817,985)	
社債券	アメリカ・ドル	ABN AMRO BK 2.45% 6/4/20 144A	500,000.00	498,205.00	
		AIR LEASE CORP 4.25% 9/15/24	200,000.00	185,500.00	
		ALTRIA GROUP INC 10.2% 2/6/39	554,000.00	919,501.50	
		AMERICAN INTL GRP 3.3% 3/01/21	300,000.00	302,718.00	
		ANHEUSER-BUSCH 3.65% 2/1/26	425,000.00	436,993.50	
		BANK AMER CORP 4.25% 10/22/26	200,000.00	199,026.00	
		BARCLAYS PLC 3.25% 01/12/21	200,000.00	193,022.00	
		BAXALTA INC 4.0% 6/23/25 144A	500,000.00	492,835.00	
		CANADA NATURAL 1.75% 01/15/18	150,000.00	137,056.50	
		CB RICHARD ELLIS 5.0% 3/15/23	400,000.00	400,488.00	
		CCO SAFARI II 4.464% 7/22 144A	450,000.00	454,558.50	
		CENOVUS ENERGY 5.2% 09/15/43	500,000.00	307,425.00	
		CITIGROUP INC 4.45% 09/29/27	200,000.00	195,886.00	
		CITIGROUP INC 5.875% 1/30/42	250,000.00	283,157.50	
		COMMERZBANK AG 8.125% 9/23 RGS	400,000.00	437,000.00	
		COMMONWEALTH NY 1.75% 11/02/18	350,000.00	348,540.50	
		COX COMMUN 8.375% 3/01/39 144A	300,000.00	326,802.00	
		DEVON ENERGY CORP 6.3% 1/15/19	100,000.00	94,553.00	
		DIRECTV HLDGS 6% 8/15/40	275,000.00	283,225.25	
		EMD FIN LLC 2.95%3/19/22 144A	200,000.00	198,382.00	
		EXPEDIA INC 5% 02/15/26 144A	300,000.00	284,895.00	
		FOREST LABS 5.0% 12/15/21 144A	400,000.00	438,524.00	
		GOLDMAN SACHS 2.875% 2/25/21	450,000.00	449,460.00	
		GOLDMAN SACHS 3.75% 02/25/26	375,000.00	377,227.50	
		GOLDMAN SACHS 3ML+177 2/25/21	425,000.00	428,128.00	

GS GRP INC MTN 6.25% 2/01/41	250,000.00	299,107.50	
HALLIBURTON CO 2.7% 11/15/20	150,000.00	146,889.00	
HALLIBURTON CO 3.8% 11/15/25	300,000.00	282,762.00	
HALLIBURTON CO 4.85% 11/15/35	300,000.00	261,630.00	
HALLIBURTON CO 5% 11/15/45	300,000.00	262,509.00	
ILFC MTN 7.125% 9/1/18 REGS	1,300,000.00	1,410,500.00	
JPMC CO 2.55% 10/29/20	400,000.00	399,952.00	
KBC BANK 8%/VAR 1/25/23 RGS	200,000.00	209,650.00	
KELLOGG CO 3.25% 04/01/2026	250,000.00	251,390.00	
KELLOGG CO 4.5% 04/01/46	300,000.00	301,227.00	
MAGELLAN MIDSTREAM P 5% 3/1/26	350,000.00	354,081.00	
MCKESSON CORP 2.85% 03/15/2023	350,000.00	342,366.50	
MCKESSON CORP 6% 3/01/41	400,000.00	450,936.00	
MET LIFE GLBL 3% 1/10/23 144A	650,000.00	644,553.00	
MITSUBISHI FRN 3ML+188 3/1/21	550,000.00	555,978.50	
MITSUBISHI UFJ FI 2.95% 3/1/21	750,000.00	754,132.50	
MITSUBISHI UFJ FI 3.85% 3/1/26	750,000.00	755,467.50	
MONSANTO CO NEW 4.7% 07/15/64	100,000.00	79,845.00	
MYLAN NV 3% 12/15/18 144A	450,000.00	446,197.50	
MYLAN NV 3.75% 12/15/20 144A	250,000.00	248,600.00	
NEUBERGER BER 4.875% 4/45 144A	300,000.00	263,307.00	
NOBLE ENERGY INC 5.25% 11/15/43	375,000.00	271,361.25	
PEPSICO INC 1.5% 02/22/19	300,000.00	300,636.00	
PEPSICO INC 3ML+59 2/22/19	350,000.00	350,217.00	
PIONEER NATL RE 3.45% 01/15/21	150,000.00	140,764.50	
RABOBANK MTN 11%/VAR PERP 144A	75,000.00	88,515.75	

		ROCHE HLDG 2.625% 5/15/26 144A	400,000.00	396,908.00	
		SANTANDR UK 5.625%9/15/45 144A	200,000.00	179,720.00	
		SIMON PROP GROUP 3.3% 1/15/26	500,000.00	504,180.00	
		SOLVAY FIN 4.45% 12/03/25 144A	200,000.00	200,710.00	
		SOLVAY FINAN 3.4% 12/3/20 144A	570,000.00	567,423.60	
		STANDARD IND 5.125% 02/21 144A	50,000.00	50,500.00	
		SUNOCO LOGIST 5.35% 05/15/45	300,000.00	222,168.00	
		UNITEDHEALTH GRP 1.7% 2/15/19	400,000.00	400,128.00	
		UNITEDHEALTH GRP 3.1% 3/15/26	400,000.00	401,404.00	
		VIACOM INC 5.85% 9/01/43	300,000.00	253,479.00	
	アメリカ・ドル	小計	21,624,000.00 (2,456,918,880)	21,722,305.85 (2,468,088,391)	
	イギリス・ポンド	HSBC BANK FND 5.862%/VRN PERP	400,000.00	397,680.00	
		LEGAL&GEN 5.375%/VAR 10/45 RGS	475,000.00	461,210.75	
	イギリス・ポンド	小計	875,000.00 (137,830,000)	858,890.75 (135,292,471)	
	ユーロ	NORDEA BANK AB 1% 02/22/23 RGS	500,000.00	499,865.00	
	ユーロ	小計	500,000.00 (62,055,000)	499,865.00 (62,038,245)	
社債券 合計				2,665,419,107 (2,665,419,107)	
合計				12,291,729,170 (12,291,729,170)	

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 24銘柄	77.49%	90.69%
	特殊債券 2銘柄	0.37%	
	社債券 61銘柄	22.14%	
イギリス・ポンド	社債券 2銘柄	100%	1.10%
オーストラリア・ドル	国債証券 3銘柄	100%	3.06%
ユーロ	国債証券 3銘柄	90.20%	5.15%
	社債券 1銘柄	9.80%	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2016年3月31日現在)

種 類	金 額	単 位
資産総額	565,929,175	円
負債総額	838,897	円
純資産総額（ - ）	565,090,278	円
発行済数量	504,864,818	口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.1193	円

(参考) マザーファンドの純資産額計算書

フィデリティ・米国投資適格債・マザーファンド

(2016年3月31日現在)

種 類	金 額	単 位
資産総額	14,073,368,082	円
負債総額	960,384,571	円
純資産総額（ - ）	13,112,983,511	円
発行済数量	7,133,485,652	口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.8382	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

名義書換は行ないません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当するものではありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。

○ 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

○ 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等（2016年3月末日現在）

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間ににおける資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

経営体制

委託会社は、委員会設置会社であり、指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設けています。各委員会を構成する取締役は、取締役会において選任されます。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経営業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役および執行役の職務を監督します。

取締役は8名以内とし、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

執行役は取締役会の決議に基づき委任を受けた事項の決定を行ない、当会社の業務を執行します。執行役は10名以内とし、取締役会において選任されます。執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された執行役の任期は、他の現執行役の任期の満了すべき時までとします。

運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

1. 個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、世界の主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果が入手できる調査・運用体制を整えています。
2. ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。

3. ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門において部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。また、運用に関するコンプライアンス部門においては、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2016年3月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託171本、親投資信託59本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額4,765,330,883,149円です。

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた監査法人により監査を受けております。第30期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた監査法人により中間監査を受けております。なお、従来、当社が監査証明を受けているあらた監査法人は、平成27年7月1日に名称を変更し、PwCあらた監査法人となりました。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第28期 （平成26年３月31日）	第29期 （平成27年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	703,688	917,291
立替金	132,897	142,437
前払費用	157,073	96,063
未収委託者報酬	4,903,749	5,236,010
未収収益	308,502	585,000
未収入金	* 1 113,249	332,396
繰延税金資産	787,899	708,938
流動資産計	7,107,059	8,018,138
固定資産		
無形固定資産		
電話加入権	7,487	7,487
無形固定資産合計	7,487	7,487
投資その他の資産		
投資有価証券	1,749,221	1,622,475
長期貸付金	* 1 15,988,240	18,857,485
長期差入保証金	48,441	39,163
その他	830	11,330
投資その他の資産合計	17,786,733	20,530,454
固定資産計	17,794,220	20,537,941
資産合計	24,901,280	28,556,080
負債の部		
流動負債		
預り金	256,716	216,345
未払金	* 1	
未払手数料	2,104,446	2,269,889
その他未払金	2,799,956	2,592,647
未払費用	734,514	526,518
未払法人税等	167,249	367,845
未払消費税等	531,603	1,022,900
賞与引当金	1,862,679	2,067,601
その他流動負債	66,436	196,295
流動負債合計	8,523,603	9,260,042
固定負債		
長期賞与引当金	168,461	288,258
退職給付引当金	5,358,696	5,874,342
預り保証金	19,485	19,485
繰延税金負債	235,070	201,942
固定負債合計	5,781,714	6,384,028
負債合計	14,305,317	15,644,071
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	9,171,463	11,489,515
利益剰余金合計	9,171,463	11,489,515
株主資本合計	10,171,463	12,489,515
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	424,499	422,493
評価・換算差額等合計	424,499	422,493
純資産合計	10,595,962	12,912,008
負債・純資産合計	24,901,280	28,556,080

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第28期 （自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日）	第29期 （自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日）
営業収益		
委託者報酬	43,856,785	48,583,974
その他営業収益	3,959,034	4,269,166
営業収益計	47,815,820	52,853,140
営業費用	* 1	
支払手数料	20,105,736	22,605,495
広告宣伝費	683,051	612,086
調査費		
調査費	420,361	456,254
委託調査費	8,432,733	9,763,373
営業雑経費		
通信費	34,070	53,879
印刷費	30,834	51,117
協会費	28,707	37,309
諸会費	8,851	3,749
営業費用計	29,744,346	33,583,266
一般管理費		
給料		
給料・手当	2,871,694	3,005,306
賞与	2,480,880	2,963,441
福利厚生費	452,264	726,788
交際費	32,446	35,003
旅費交通費	235,299	204,775
租税公課	43,385	55,524
弁護士報酬	1,333	780
不動産賃貸料・共益費	491,300	383,582
支払ロイヤリティ	2,550,455	2,173,297
退職給付費用	298,694	374,722
消耗器具備品費	52,927	52,126
事務委託費	4,825,009	5,653,787
諸経費	304,600	415,615
一般管理費計	14,640,293	16,044,751
営業利益	3,431,180	3,225,121
営業外収益		
受取利息	* 1	129,516
保険配当金	12,203	13,404
受取配当金	-	353,044
雑益	1,813	2,578
営業外収益計	101,841	498,544
営業外費用		
寄付金	386	-
為替差損	175,240	170,496
営業外費用計	175,627	170,496
経常利益	3,357,394	3,553,170
特別利益		
投資有価証券売却益	10,260	220,645
特別利益計	10,260	220,645
特別損失		
特別退職金	4,672	50,797
事務過誤損失	134	311
特別損失計	4,806	51,109
税引前当期純利益	3,362,848	3,722,707
法人税、住民税及び事業税	717,351	1,325,694
法人税等調整額	256,109	78,961
法人税等合計	973,460	1,404,655
当期純利益	2,389,388	2,318,052

（３）【株主資本等変動計算書】

第28期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金		株主資本合計
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
		繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,000,000	6,782,075	6,782,075	7,782,075
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	2,389,388	2,389,388	2,389,388
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	-	2,389,388	2,389,388	2,389,388
当期末残高	1,000,000	9,171,463	9,171,463	10,171,463

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	347,879	347,879	8,129,955
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	-
当期純利益	-	-	2,389,388
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	76,619	76,619	76,619
当期変動額合計	76,619	76,619	2,466,007
当期末残高	424,499	424,499	10,595,962

第29期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金		株主資本合計
		その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	1,000,000	9,171,463	9,171,463	10,171,463
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	2,318,052	2,318,052	2,318,052
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	-	2,318,052	2,318,052	2,318,052
当期末残高	1,000,000	11,489,515	11,489,515	12,489,515

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	424,499	424,499	10,595,962
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	-
当期純利益	-	-	2,318,052
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	2,006	2,006	2,006
当期変動額合計	2,006	2,006	2,316,046
当期末残高	422,493	422,493	12,912,008

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。

(3) 賞与引当金、長期賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

*1 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

	第28期 (平成26年3月31日)	第29期 (平成27年3月31日)
未収入金	29,725 千円	186,434 千円
その他未払金	2,490,239 千円	1,802,925 千円
長期貸付金	14,210,000 千円	16,600,000 千円

（損益計算書関係）

*1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第28期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	第29期 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
営業費用	9,887,435 千円	11,639,805 千円
受取利息	77,218 千円	67,194 千円

（株主資本等変動計算書関係）

第28期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

第29期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収収益は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注2）参照）

第28期（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	703,688	703,688	-
(2) 未収委託者報酬	4,903,749	4,903,749	-
(3) 未収入金	113,249	113,249	-
(4) 投資有価証券	1,747,460	1,747,460	-
(5) 長期貸付金	15,988,240	15,988,240	-
資産計	23,456,387	23,456,387	-
(1) 未払手数料	2,104,446	2,104,446	-
(2) その他未払金	2,799,956	2,799,956	-
負債計	4,904,403	4,904,403	-

第29期（平成27年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	917,291	917,291	-
(2) 未収委託者報酬	5,236,010	5,236,010	-
(3) 未収入金	332,396	332,396	-
(4) 投資有価証券	1,620,714	1,620,714	-
(5) 長期貸付金	18,857,485	18,857,485	-
資産計	26,963,896	26,963,896	-
(1) 未払手数料	2,269,889	2,269,889	-
(2) その他未払金	2,592,647	2,592,647	-
負債計	4,862,536	4,862,536	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価について、当社が算定し、公表している基準価額によっております。

(5) 長期貸付金

変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	第28期 （平成26年3月31日）	第29期 （平成27年3月31日）
非上場株式	1,761	1,761

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第28期（平成26年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	703,688	-	-	-
未収委託者報酬	4,903,749	-	-	-
未収入金	113,249	-	-	-
合計	5,720,687	-	-	-

金銭債権のうち長期貸付金(15,988,240千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

第29期（平成27年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	917,291	-	-	-
未収委託者報酬	5,236,010	-	-	-
未収入金	332,396	-	-	-
合計	6,485,698	-	-	-

金銭債権のうち長期貸付金(18,857,485千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

(有価証券関係)

第28期（平成26年3月31日）

1. その他有価証券

区分	取得原価(千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	987,890	1,648,050	660,160
小計	987,890	1,648,050	660,160
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	101,761	101,171	590
小計	101,761	101,171	590
合計	1,089,651	1,749,221	659,570

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
11,260	10,260	-

第29期（平成27年3月31日）

1. その他有価証券

区分	取得原価(千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	996,278	1,620,714	624,436
小計	996,278	1,620,714	624,436
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	1,761	1,761	-
小計	1,761	1,761	-
合計	998,039	1,622,475	624,436

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
321,645	220,645	-

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第28期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度、及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	5,085,499
勤務費用	236,833
利息費用	26,174
数理計算上の差異の発生額	3,567
退職給付の支払額	99,521
為替変動による影響額	205,967
その他	100,128
退職給付債務の期末残高	5,351,256

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	5,351,256
未認識過去勤務費用	7,440
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,358,696

退職給付引当金	5,358,696
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,358,696

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	236,833
利息費用	26,174
数理計算上の差異の費用処理額	3,567
過去勤務債務の費用処理額	6,841
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	252,599

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.0%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は91,948千円であります。

第29期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度、及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	5,351,256
勤務費用	220,063
利息費用	25,842
数理計算上の差異の発生額	60,368
退職給付の支払額	182,987
為替変動による影響額	378,615
その他	1,249
退職給付債務の期末残高	5,854,406

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	5,854,406
未認識過去勤務費用	19,936
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,874,342

退職給付引当金	5,874,342
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,874,342

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	220,063
利息費用	25,842
数理計算上の差異の費用処理額	60,368
過去勤務債務の費用処理額	3,808
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	302,464

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.7%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は95,963千円であります。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第28期 (平成26年3月31日)	第29期 (平成27年3月31日)
(流動)	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	261,780	174,277
未払事業税	37,036	74,281
賞与引当金	663,858	673,706
その他	70,167	54,348
繰延税金資産合計	1,032,845	976,612
繰延税金負債		
未払金	244,946	267,675
繰延税金資産又は繰延税金負債()の純額	787,899	708,938
(固定)	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,909,839	1,910,187
繰越欠損金	187,558	22,081
資産除去債務	185,640	181,411
その他	62,975	21,399
繰延税金資産小計	2,346,014	2,135,080
評価性引当額	2,346,014	2,135,080
繰延税金資産合計	0	0
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	235,070	201,942
繰延税金資産又は繰延税金負債()の純額	235,070	201,942

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第28期 (平成26年3月31日)	第29期 (平成27年3月31日)
法定実効税率	38.01%	35.64%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.69%	1.41%
評価性引当額	11.66%	4.38%
過年度法人税等	0.21%	1.88%
税率変更差異	0.41%	6.12%
その他	0.28%	0.82%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.95%	37.73%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の35.64%から33.10%になります。この税率変更により、繰延税金資産の金額が54,401千円減少し（繰延税金負債の金額を控除した金額）、法人税等調整額が54,401千円増加しております。また、その他有価証券評価差額金が20,606千円増加し、繰延税金負債の金額が20,606千円減少しております。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと思われる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

第28期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）及び第29期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第28期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託の運用	投資顧問業	合計
外部顧客への売上高	43,856,785	1,587,868	45,444,653

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	委託者報酬	関連するサービスの種類
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	14,250,587	投資信託の運用
フィデリティ・USリート・ファンドB（為替ヘッジなし）	10,113,039	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	5,043,572	投資信託の運用

第29期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託の運用	投資顧問業	合計
外部顧客への売上高	48,583,974	1,635,296	50,219,270

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	委託者報酬	関連するサービスの種類
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	18,618,483	投資信託の運用
フィデリティ・USリート・ファンドB（為替ヘッジなし）	10,648,267	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	4,954,596	投資信託の運用

関連当事者情報

第28期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
親会社	FIL Limited	英領バミューダ、ペンブローック市	千米ドル 2,957	投資顧問業	被所有 間接 100 %	投資顧問契約の再委任等役員の兼任	委託調査等報酬（注3）	千円 330,888	未払金	千円 284,209
							共通発生経費負担額（注4）	7,796,055	未払金	640,170
							関係会社引当金の支払い（注6）	1,255,160	関係会社引当金	-
親会社	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	グループ会社経営管理	被所有 直接 100 %	当社事業活動の管理等役員の兼任	金銭の貸付（注1）	千円 1,660,000	長期貸付金	千円 14,210,000
							利息の受取（注1）	77,218	未収入金	28,328
							共通発生経費負担額（注4）	39,188	未払金	5,674
							連結法人税の個別帰属額	-	未払金	503,197
親会社	FIL Asia Holdings Limited	シンガポール、ブルバード市	千米ドル 215,735	グループ会社経営管理	被所有 間接 100%	営業取引	共通発生経費負担額（注4）	千円 2,052,191	未払金	千円 1,055,592

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 5,957,500	証券業	なし	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注4）	千円 874,735	未収入金	千円 8,509
							投資信託販売に係る代行手数料（注5）	728,080	未払金	50,610

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3)当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4)共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注5)代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

(注6)親会社との契約が終了したため、親会社により負担されていた額を支払っております。

第29期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
親会社	FIL Limited	英領バ ミュー ダ、ベン ブローク 市	千米ドル 3,231	投資 顧問業	被所有 間接 100 %	投資顧問契 約の再委任 等役員の兼 任	委託調査 等報酬 （注3）	千円 500,809	未払金	千円 159,073
							共通発生 経費負担額 （注4）	8,844,812	未払金	675,995
親会社	フ ィ デ リ ティ・ジャ パン・ホー ル ディングス株 式会社	東京都 港区	千円 4,510,000	グループ 会社経営 管理	被所有 直接 100 %	当社事業 活動の管 理等役員 の兼任	金銭の貸付 （注1）	千円 2,390,000	長期 貸付金	千円 16,600,000
							利息の受取 （注1）	67,194	未収入金	23,988
							共通発生 経費負担額 （注4）	45,299	未払金	10,003
							連結法人税の 個別帰属額	-	未払金	749,276
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガ ポール、ブ ルバード市	千米ドル 215,735	グループ 会社経営 管理	被所有 間接 100%	営業取引	共通発生 経費負担額 （注4）	千円 2,749,693	未払金	千円 364,279

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 6,707,500	証券業	なし	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注4） 投資信託販売に係る代行手数料（注5）	千円 838,469 851,761	未収入金 未払金	千円 37,739 171,463
同一の親会社をもつ会社	FIL Investment Management (Hong Kong) Limited	香港、アドミラルティ市	千米ドル 22,897	証券投資顧問業	なし	当社事業活動へのサービスの提供	共通発生経費負担額（注4）	千円 1,246,085	未払金	千円 291,483
同一の親会社をもつ会社	FIL (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ、ルクセンブルグ市	千米ドル 1,622	証券投資顧問業	なし	商標使用契約	ロイヤリティの支払	千円 2,173,297	未払金	千円 287,819

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注5) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	第28期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	第29期 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	529,798円13銭	645,600円42銭
1株当たり当期純利益	119,469円40銭	115,902円61銭

(注1) 1. なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第28期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	第29期 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益(千円)	2,389,388	2,318,052
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,389,388	2,318,052
期中平均株式数	20,000株	20,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第30期中間会計期間末 (平成27年9月30日)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金		1,097,382	
未収委託者報酬		5,024,699	
未収収益		638,684	
未収入金		204,559	
繰延税金資産		708,938	
その他		152,859	
流動資産計		7,827,123	26.9
固定資産			
有形固定資産			
建設仮勘定		357,815	
無形固定資産		7,487	
投資その他の資産			
投資有価証券		334,147	
長期貸付金		20,570,507	
長期差入保証金		37,361	
会員預託金		830	
投資その他の資産計		20,942,846	71.9
固定資産計		21,308,149	73.1
資産合計		29,135,273	100.0

		第30期中間会計期間末 (平成27年9月30日)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)			
流動負債			
未払手数料		2,171,682	
その他未払金		1,846,430	
未払費用		534,743	
未払法人税等		812,556	
賞与引当金		2,507,447	
その他	* 1	567,252	
流動負債計		8,440,113	29.0
固定負債			
長期賞与引当金		981,698	
退職給付引当金		5,758,078	
繰延税金負債		51,821	
その他		19,485	
固定負債計		6,811,083	23.4
負債合計		15,251,196	52.3
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		1,000,000	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		12,775,459	
株主資本合計		13,775,459	47.3
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		108,617	0.4
評価・換算差額等合計		108,617	
純資産合計		13,884,076	47.7
負債・純資産合計		29,135,273	100.0

(2) 中間損益計算書

		第30期中間会計期間 自 平成27年4月 1 日 至 平成27年9月30日	
科目	注記 番号	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益			
委託者報酬		24,049,340	
その他営業収益		1,867,499	
営業収益計		25,916,839	100.0
営業費用及び一般管理費		24,110,370	93.0
営業利益		1,806,469	7.0
営業外収益	* 2	106,631	0.4
営業外費用		74	0.0
経常利益		1,913,026	7.4
特別利益	* 3	477,794	1.8
特別損失		220,876	0.9
税引前中間純利益		2,169,945	8.4
法人税等	* 1	884,001	3.4
中間純利益		1,285,943	5.0

重要な会計方針

項目	第30期中間会計期間 自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。
2. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。 (2) 賞与引当金、長期賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第30期中間会計期間末 平成27年9月30日
*1 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第30期中間会計期間 自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日
*1 税金費用の取扱い	税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。
*2 営業外収益の主要な項目	営業外収益のうち主要な項目は以下のとおりであります。 貸付金利息 70,336千円
*3 特別利益の主要な項目	特別利益は以下のとおりであります。 有価証券売却益 477,794千円

(リース取引関係)

第30期中間会計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第30期中間会計期間(平成27年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2．参照）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,097,382	1,097,382	-
(2) 未収委託者報酬	5,024,699	5,024,699	-
(3) 未収入金	204,559	204,559	-
(4) 投資有価証券	332,386	332,386	-
(5) 長期貸付金	20,570,507	20,570,507	-
資産計	27,229,535	27,229,535	-
(1) 未払手数料	2,171,682	2,171,682	-
(2) その他未払金	1,846,430	1,846,430	-
負債計	4,018,113	4,018,113	-

（注）1．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価について、当社が算定し、公表している基準価額によっております。また保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(5) 長期貸付金

変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	1,761

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

第30期中間会計期間(平成27年9月30日)

1. その他有価証券

区分	種類	中間貸借対照 表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	332,386	171,947	160,439
合計		332,386	171,947	160,439

(デリバティブ取引関係)

第30期中間会計期間(平成27年9月30日)

該当事項はありません。

(ストックオプション等関係)

第30期中間会計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第30期中間会計期間(平成27年9月30日)

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(持分法損益等)

第30期中間会計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

第30期中間会計期間(平成27年9月30日)

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

第30期中間会計期間（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第30期中間会計期間（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）

１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	24,049,340	1,867,499	25,916,839

２．地域ごとの情報

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

投資信託の名称	委託者報酬 (単位：千円)	関連するサービスの種類
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド	8,454,715	投資信託の運用
フィデリティ・ＵＳリート・ファンドＢ（為替ヘッジなし）	6,071,535	投資信託の運用

（１株当たり情報）

	第30期中間会計期間 自 平成27年4月 1 日 至 平成27年9月30日
1株当たり純資産額	694,203.82円
1株当たり中間純利益金額	64,297.19円
（算定上の基礎）	
中間純利益金額	1,285,943千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益金額	1,285,943千円
普通株式の期中平均株式数	20,000株

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当ありません。

(3) 出資の状況

該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

ファンドの運営における役割	名称	資本金の額 (2015年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
<参考情報> 再信託受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	
販売会社	フィデリティ証券株式会社	6,707百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	いちよし証券株式会社	14,577百万円	
	株式会社ＳＢＩ証券	47,937百万円	
	楽天証券株式会社	7,495百万円	
運用の委託先	FILインベストメンツ・インターナショナル	225,365英ポンド (約40百万円 [*]) [*] 1英ポンド178.78円で 換算 (2015年12月末日現在)	主として英国およびヨーロッパにおいて投資信託の販売および投資信託会社に対する投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託銀行として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。

(2) 販売会社：ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(3) 運用の委託先：

名称	業務の内容
FILインベストメンツ・インターナショナル（所在地：英国）	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの為替先物予約、為替先渡取引以外に係る運用の指図を行ないます。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。
- (3) 運用の委託先：該当事項はありません。

第3【その他】

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いる場合があります。

目論見書の表紙等に以下の内容を記載することがあります。

- ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
- ・当該委託会社の金融商品取引業者登録番号及び設立年月日
- ・当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額
- ・目論見書の使用開始日
- ・届出の効力に関する事項についての記載
- ・請求目論見書の入手方法についての記載
- ・投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社から交付される旨及び、当該請求を行なった場合は、その旨の記録をしておくべきである旨
- ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨
- ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に投資者の意向を確認する旨

目論見書の表紙および裏表紙等に、委託会社及びファンドのロゴ・マーク、キャッチ・コピー、イラスト、写真、図案等を採用すること、またファンドの基本的形態等の記載をすることがあります。

目論見書に、詳細情報の入手先として、委託会社のホームページアドレス、携帯（モバイル）サイト等のアドレス（当該アドレスをコード化した図案等も含みます。）、ファンド専用サイトのアドレス、電話番号と受付時間帯を掲載することがあります。

本有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表、ロゴ・マーク等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新される場合があります

独立監査人の監査報告書

平成27年 6 月19日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 梅木 典子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 4 月20日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

P w C あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・米国投資適格債・ファンド（資産成長型）（旧ファンド名 フィデリティ・米国投資適格債・ファンド（1年決算型））の平成27年3月3日から平成28年2月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・米国投資適格債・ファンド（資産成長型）（旧ファンド名 フィデリティ・米国投資適格債・ファンド（1年決算型））の平成28年2月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月4日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

P w C あらた監査法人

指定社員 公認会計士 梅木 典子
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。